

佐賀県規則第14号

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成5年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(返還) 第15条 条例第7条第2項に規定する規則で定める方法により算出した額の返還金及び加算金の額は、次の方法により算出した額とする。 (1) 返還金 修学資金の貸与総額から、指定機関において獣医師の業務に従事した月数（以下「従事月数」という。）を貸与を受けた月数（以下「貸与月数」という。）の2分の3に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に修学資金の貸与総額を乗じて得た金額を控除した額とする。 (2) 加算金 修学資金の貸与時ごとの金額に貸与を受けた日の属する月の翌月から貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和から、従事月数を貸与月数の2分の3に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に当該額の総和を乗じて得た金額を控除した額とする。	(返還) 第15条 条例第7条第2項に規定する規則で定める方法により算出した額の返還金及び加算金の額は、次の方法により算出した額とする。 (1) 返還金 修学資金の貸与総額から、指定機関において獣医師の業務に従事した月数（以下「従事月数」という。）を貸与を受けた月数（以下「貸与月数」という。）の2分の3に相当する月数<u>（修学資金の貸与額が月額20万円の貸与期間がある場合にあっては、貸与月数の3分の5に相当する月数と修学資金の貸与額が月額10万円の貸与月数の2分の3に相当する月数とを合算した月数。次号において同じ。）</u>で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に修学資金の貸与総額を乗じて得た金額を控除した額<u>（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とする。 (2) 加算金 修学資金の貸与時ごとの金額に貸与を受けた日の属する月の翌月から貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和から、従事月数を貸与月数の2分の3に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に当該額の総和を乗じて得た金額を控除した額<u>（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とする。

様式第1号及び様式第7号を次のように改める

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日																																				
佐賀県知事 様	住 所 氏 名 年 月 日生 印																																			
獣 医 師 修 学 資 金 貸 与 申 請 書 獣医師修学資金の貸与を受けたいので、佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。 なお、貸与決定後は、佐賀県獣医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）及び規則に定められた事項を遵守することを誓います。																																				
貸与を受けようとする期間	年 月 から 年 月 まで (年間)																																			
貸 与 希 望 額	月額 円																																			
入学又は在学する大学	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%;">所在地</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>入学 (予 定) 年 月</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> </table>	名称		所在地		入学 (予 定) 年 月	年 月 日																													
	名称		所在地																																	
入学 (予 定) 年 月	年 月 日																																			
高等学校入学以後の学歴	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">年</td><td style="width: 10%;">月</td><td style="width: 80%;"></td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td></td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td></td></tr> <tr><td>年</td><td>月</td><td></td></tr> </table>	年	月		年	月		年	月		年	月																								
年	月																																			
年	月																																			
年	月																																			
年	月																																			
家 族 の 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">続柄</td> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td style="width: 10%;">年齢</td> <td style="width: 20%;">職業 (勤務先)</td> <td style="width: 40%;">年収 (税込み)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	続柄	氏 名	年齢	職業 (勤務先)	年収 (税込み)					円																									
	続柄	氏 名	年齢	職業 (勤務先)	年収 (税込み)																															
					円																															
上記の者は、修学資金の貸与の申請をしておりますが、貸与を受けましたうえは、条例及び規則の規定を誠実に厳守させることはもとより、万一本人において義務不履行その他不都合な行為があるときは、保証人においてその責に任じます。 年 月 日 連帯保証人 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印																																				

注 1 この申請書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長の証明書を添付すること。

2 この申請に当たっては、知事から指示された書類を併せて提出すること。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

佐賀県知事

様

収入
印紙

佐賀県獣医師修学資金借用証書

1 修学資金借用の額 円

2 修学資金借用期間

年 月分から 年 月分まで（月額 円）
年 月分から 年 月分まで（月額 円）

上記のとおり借用しました。

ついては、佐賀県獣医師修学資金貸与条例（平成5年佐賀県条例第17号）を遵守し貸与を受けた修学資金の金額を規定のとおり返還いたします。

なお、保証人は、返還の債務については、本人と連帯して債務を負担します。

学校名

〒

TEL

借 受 人 住 所
氏 名

印

連帯保証人

職業

〒

TEL

住 所
氏 名

印

連帯保証人

職業

〒

TEL

住 所
氏 名

印

注 押印は、獣医師修学資金貸与申請書に押印したものと同一のものとすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。